

主 文
本件控訴を棄却する。
理 由

本件控訴の趣意は、大阪地方検察庁検察官検事早川勝夫作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、弁護人田中正雄作成、弁護人北尻得五郎、同小倉慶治、同三瀬顕、同下村末治連名作成、弁護人小倉慶治、同三瀬顕連名作成の各答弁書記載のとおりで、これらを引用する。

控訴趣意第一について。

論旨は、要するに、原判決は、破産管財人たる被告人が自己の利益を図る目的をもつて破産財団に属する財産を債権者の不利益に処分した旨の本件各公訴事実を認定し、破産法三七八条（三七四條）所定の詐欺破産罪を構成する行為は破産宣告前になされたものでなければならぬと解すべきところ、公訴事実第二および第三の各行為は破産宣告確定後になされたものであることが明らかであるから同法条にも該当せず、また、破産管財人は同法三七八条所定の罪の行為主体にはなりえないものであつたのであるから、右各行為につき同条所定の罪は成立しないとして、被告人に對し無罪の言い渡しをしたが、同法三七四條一号は破産宣告確定後の行為をも処罰する法意であり、また、同法三七八條所定の罪の行為主体には破産管財人も含まれるものと解すべきであるから、これらの点において原判決には判決に影響を及ぼすべき法令の解釈適用の誤りがある、というのである。

〈要旨〉そこで考えてみると、検察官は本件各公訴事実が破産法三七八條、三七四條一号に該当するとして公訴を提訴／要旨起しているのであるが、同条同号は、破産犯罪のうち講学上破産原因罪と称される犯罪類型の一つを規定するものと解すべきところ、破産原因罪は、元來、破産原因を作為し破産を惹起する行為を処罰し、もつて、債権者の財産上の利益を保護しようとするものであるが、現行破産法の規定は、普通一般に破産原因を作為し破産を惹起する性質を備えた一定の行為（債務者の財産を減少させ、またはその債務を増加させる行為）をなすこと（詐欺破産罪に於いては、さらに一定の目的をもつてなすこと）を構成要件とし、右の行為と現実の破産原因との間に具体的な因果関係が存することとは必要としていないが、その行為と事実上の牽連関係のある破産宣告の確定を処罰条件としているものと、考えられる。このような点にかんがみると、破産法三七四條一号は、原則として破産宣告前の行為を処罰の対象としているが、例外として破産宣告後の行為でも同宣告確定前のものは現に発生している破産原因をより強化するものとしてこれを処罰の対象としているものと解するのが相当である。すなわち、同号は、破産宣告確定前になされた破産原因を作為し破産を惹起する性質の行為で、破産宣告の確定と事実上の牽連関係のあるものを処罰する趣旨の規定であり、したがつて、同号に規定する行為は、破産宣告確定前になされたものに限られるといふべきであり、この点に関する右と同旨の原判決の見解は、これを正当として是認することができる。

所論は、まず、破産法は、破産財団に属する財産を確保し、多数債権者に対して公平かつ迅速に、可及的に十分な満足を与えようとする破産手続の目的を實現するたため、詐欺破産罪等の罰則を設けているのであり、詐欺破産罪が破産原因罪と称されるのは、詐欺破産罪を構成する行為の多くが破産原因を作為するものであるからに過ぎず、同罪が破産原因を作為し破産そのものをひき起こす行為のみを処罰を目的とするものであるとは考えられず、さらに、前記のような同罪を設けた目的に照らすと、破産宣告ないしその確定後の行為は、破産宣告前の行為と同様あるいはそれ以上に処罰の必要性が高いものといわなければならない、右のような点からみて詐欺破産罪の行為時期を破産宣告確定前に限るのは不当であると主張する。

しかしながら、ドイツおよびフランス法上の破産犯罪をわが国の破産法制に継受した沿革ならびに現行破産法の罰則全体の構造からみると、現行破産法の規定する破産犯罪の中に破産そのものを罪惡視した往時の懲戒主義的思想を淵源とするものが存することは否定し難い。破産を惹起し債権者に財産的損害を与えた債務者（破産者）の過去の一定の行為（破産原因を作為し破産を惹起する行為）に對し刑事制裁を科する趣旨のもの、つまり、講学上破産原因罪と称される犯罪類型に属するものがこれであり、破産法三七四條一号所定の罪はその一つであると考えられる。すなわち、元來、一つの犯罪類型としての破産原因罪は、破産原因を作為し破産を惹起して多数の債権者に損害を及ぼす行為を反道義的行為として処罰することによつて債権者の財産上の利益を保護する趣旨の犯罪であるが、それを処罰するところ債権者の全財産を確保して總債権者に対する公平かつ迅速な満足を図ろうとする破産

積適用の誤りは存しない。

次に、破産法三七八条所定の罪の行為主体に破産管財人が含まれるかどうかについて考えてみると、破産宣告後のその確定までの間は破産管財人も同法三七四条所定の行為に及ぶ可能性があり、同法三七八条の規定自体に行為主体として破産管財人を除外する文言がないばかりでなく、実質的にもこれを除外する理由がないから、同条の罪の行為主体には破産管財人も含まれると解するのが相当である。原判決がこの点を消極に解する理由として挙げるところはいずれも左袒できない。したがつて、原判決はこの点において破産法三七八条の解釈を誤つたものといわなければならないが、後記のとおり、公訴事実第一については、被告人の行為が破産宣告確定前になされたこと、ならびに被告人が破産財団に属する財産を債権者に不利益に処分したことについて証明が十分でなく、また、公訴事実第二および第三については、被告人の行為が破産宣告確定後になされたことが明らかであるから、結局、いづれも無罪であることに変りがなく、したがつて、右の誤りは判決に影響を及ぼさないものというべきである。論旨は理由がない。

控訴趣意第二の一について。

論旨は、要するに、原判決は、公訴事実第一につき、被告人が破産財団に属する機械類をAに売却した際その代金を自己の用途に充当する目的を有していたとは認められないから、右売却行為をもつて破産法三七四条一号にいう債権者の不利益に処分することに当たるとはいえないとしたが、被告人が右売却行為に際しその代金を自己の用途に充当する目的をもつていたことは証拠上明らかであり、この点原判決には判決に影響を及ぼすことのない事実の誤認がある、というのである。ところで、論旨に対する判断に先立ち、職権をもつて、右売却行為が破産宣告確定前になされたものかどうかについて調査するに、まず、記録によると、被告人は昭和四一年五月二三日破産着B工業株式会社の破産管財人に選任され、直ちに執行吏をして右会社C工場内にあつた破産財団に属する公訴事実第一記載の機械類（以下本件機械類ともいう）に封印をさせ、これを管理していたが、同年六月中にAとの間で右機械類を代金二五万円で購入し、渡す旨約し、同人から現金二五万円を受領した。右機械類を引き渡したこと、ならびに、右B工業株式会社に対する破産宣告は同年六月二一日の経過とともに確定したことが認められるところ、右機械類の売却の経緯に関し、被告人の検察官に対する昭和四一年一月二五日付供述調書には、六月中旬Aが来て機械を買いたいといい、いくらぐらい譲つてもらえるかとの聞くので、二五万円という話をしておいたところ、同月二〇日頃、同人が被告人のいない時被告人の事務所に来て、事務員に対し「これで機械を売ってくれ」といつて現金二〇万円を渡して帰り、その翌日頃、被告人に対し電話で「二〇万円受け取つてくれたか」と聞いて来たので、被告人は「受け取つたが、残りの五万円を持つて来い」と申し向け、まもなくAが被告人の事務所に現金五万円を持参して被告人に渡し、「もう機械を引き取つてもよいか」と聞くので、被告人は右機械の換価については裁判所の許可を得ておらないし、その頃開かれた債権者集会でも話さなかつたので、引き渡すのは時期的にもまずいと思つた、五万円受け取つた翌日か翌々日頃C工場から機械が引き取られ、その二、三日後の六月二五日頃、Dらが同工場へ行つて機械がなくなつてのを発見し、その旨被告人に連絡して来たとの供述記載があり、一二月一七日付供述調書には、六月中旬頃、Aが機械を売ってくれといつて来て、結局、二五万円で購入することを承諾し、何人から同月二〇日頃現金二〇万円を、その翌日頃現金五万円を受領したが、右五万円受領の際、同人が「約束どおり二五万円渡したから機械を早く引き取らせてくれ、さつそく引き取るから」といふので、「引き取つてもよい」と答えた旨の供述記載があり、一二月二一日付供述調書には、六月二三日頃、Aの転売先と思われる者がC工場から機械を引き取つて行き、その二、三日後Dらが同工場へ行つて機械がなくなつてのを発見した旨の供述記載がある。また、原審証人Aは、六月初旬か中旬頃、被告人のもとに機械の売却方を依頼に行き、その後被告人から二五万円を譲つてやるといわれ、同月二〇日頃被告人の事務所に現金二〇万円を持参して事務員に手渡し、たぶん翌日だつたと思うが、被告人に電話したところ「あと五万円持つて来い」といわれたので、即日現金五万円を持参して被告人に手渡し、一日か二日後被告人の承諾を得て転売先へ機械を引き取つてもよいと連絡した旨の供述し、C工場から機械類を搬出した運送会社の従業員Eの検察官に対する供述調書には、六月二三日頃C工場から機械類を搬出した旨の供述記載があり、さらに、破産事件記録によると、第一回債権者集会は昭和四一年六月二一日に開かれたことが認められ、同記録中の被告人およびD連名作成の同年七月二二日付報告書には、C工場の機械類がなくなつて

が判明したのは、六月二五日であるとして記載されている。そして、これらの証拠はないし事実を照らすと、被告人が本件機械類をAに売却したのが、破産宣告確定前であることは必ずしも明らかでなく、破産宣告確定後の六月二二日である疑いも存し、他にこの点を確認するに足る証拠はない。結局、右売却行為が破産宣告確定前になされたことについては、十分な証拠がなく、したがって、公訴事実第一は、まずこの点で犯罪の証明が十分でないというべきである。

さらに、かりに右の点の証明が十分であると論旨に對する判断をするると、原目判決が、被告人が本件機械類をAに売却した際その代金を自己の用途に充てず、原告の目的を有していたと認定するにはなほ合理的な疑いが残るとして右事実を肯認しなかつたことは、関係証拠に徴し格別不合理とはいえず、この点原判決に事実誤認のかつたことはない。すなわち、関係証拠によると、被告人は本件機械類の換価について裁判所の許可を得ず、債権者集会の決議も経なかつたこと、六月二二日第一回債権者集会所において貨幣、有価証券、その他の高価品は破産管財人の名義で株式会社F銀行にG支店に寄託保管する旨決議されたのに、被告人は右機械類の売却代金二五万円を同支店に寄託せず、自己の事務所の金庫内に保管していたこと、被告人は同月二五日頃破産管財人代理Dが右機械類が破産会社C工場からなくなつていくことを知り所轄警察署に被害届を提出した後も、これを知らず同人に右機械類の売却をおよび搬出の事実を打ち明けず、前記Aに命じて右機械類の保管証明書を作成させたこと、右機械類の売却代金は、結局、被告人のHに對する個人的債務の弁済に当てられたこと、右機械類の各事実が認められ、これらの事実を照らすと、被告人は右機械類をその代金を自己の用途に当てる目的で売却したのではないかと推認することもできなくはないように思われるのであるが、反面、右機械類が設置されていた破産会社C工場は用心がわるく、前記のように右機械類に封印を施した際すでに工場内部が荒され、同機械類の附属品も持ち去られていたため、破産管財人たる被告人として、右機械類を早目に換価する必要があると考へていたと考へたところ、前記Aの買受けの申し出もあつたので、右機械類の換価について担当裁判官に相談し、さらに、正規の裁判所の許可を得ようとしたが、Aに急がされて裁判所の許可を得ないまま同人に売却してしまい、売却後も右許可を得ようとしていたが、同年七月初頃、右機械類が破産債権者たるI株式会社のため譲渡担保に供されていることを知り、至つて右許可を得ることを止めたこと、被告人が右機械類をAに売却したのは、被告人の方から話を持ちだしたのではなく、かねて面識のあつた右Aから売却方を依頼され、しかも早急に売却してほしいと積極的に働きかけられて、これに依じたものであること、被告人がAから売買代金として受領した現金二五万円は、封筒に入れられたまま、被告人の事務所の金庫内に保管され、同年八月末頃被告人の前記Hに對する債務の弁済に当てられるまで約二ヶ月余の間、そのままの状態を保管されていたこと、右二五万円をHに對する債務の弁済に当てたのも、被告人の事務所事務員というかたちでいわゆる執行立ち会いを業としていた右Hから、同人と共同使用していた事務所の賃料の立替分等約三〇万円の同人に對する債務につき、右二五万円を右債務を返済してもらいたいといわれて、安易にこれに依じたものであることとが認められ、さらに、被告人は平素から大雑把でやや放漫なところがあり、Aに急がされたとはいへ裁判所の許可を得ないまま本件機械類を売却したり、その代金を債権者集会で決議されたとおりに保管せず、自己の事務所の金庫内に置いて置いたりしたのも、右のような被告人の性格の現われでもあつて、要するに、単に正規の手続ないし方式を履踐しなかつたに過ぎないものとも見られなくはなく、また、破産管財人代理Dが本件機械類が破産会社C工場からなくなつていくことを知つて警察に被害届を出した後も、同人に右機械類の売却および搬出の事実を打ち明けず、Aに命じて右機械類の保管証明書を作成させた点についても、被告人と右Dとは、破産前のB工業株式会社の私的整理に對する扱い等管財事務の進め方について対立する意見や方針を持ち、相互の連絡、提携も円滑を欠く状態にあつたことが認められるうへ、原判決もいうように、右保管証明書の作成は、正規の手続を履まざり機械類を売却し、そのため警察問題にまでなつたので、立場上その場を糊塗して体面を保つためにしたものとも見る余地もあり、さらに、そもそも、破産財団中に本件機械類が存することは破産会社の関係者が知悉し、かつ、破産手続上記録されているものと認められるから、これを売却した事実を隠し通すことは至つて困難とみられるのであつて、以上のような諸点を併せ考へると、原判決が、被告人が右機械類を売却した際その代金を自己の用途に当てる目的をもつていたと認定するにはなほ合理的な疑いが残るとしたことは首肯できなくはなく、原判決の右判断が不合理であるとはいひ難い。被告人の検察官に對する供述調書中には、右のような目的の存在を

自認する部分があるけれども、前記の諸点に照らし、かつ、被告人の原審公判廷（第二四回）における供述に徴すると、被告人は、高血圧症であつたところへ弁護士たる身で突然身柄を拘束されたことにより精神的衝撃を受け、また、多忙な歳末を控えて一日も早く釈放されたいと念ずるとともに、起訴猶予処分にしてもらえぬものと思ひこんでいたため、不用意にして迎合的な供述をしたのではないかと見る余地もあるのであつて、右供述部分をもつてしてもいまだ前記の結論は左右されないというべきである。論旨は理由がない。

控訴趣意第二の二について。

論旨は、要するに、原判決が、公訴事実第二および第三につき、被告人が破産財団に属する財産を債権者の不利益に処分したこと、ならびに、その犯意について証明が十分でないと判断したのに対し、事実誤認を主張するものであるが、右各公訴事実については、同事実中の被告人の各行為（破産財団に属する約束手形および現金を自己の用途に充当処分した行為）が破産宣告確定後になされたものであることは原判決の説示するとおり明白であり、すでにこの点において被告事件が罪とならないときに当たることが明らかであるから、右の論旨に対する判断はしないこととする。

よつて、刑訴法三九六条により主文のとおり判断する。

（裁判長裁判官 石松竹雄 裁判官 角敬 裁判官 青木暢茂）